

令和6年瀬戸市議会3月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第1号議案	瀬戸市名誉市民の推挙について
担当課・係名	政策推進課 秘書係
1 議案提出の理由	名誉市民として増岡錦也氏を推挙するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 氏名 増岡錦也（ますおかきんや）</p> <p>(2) 公職歴 平成11年5月～平成27年4月 瀬戸市長（4期16年）</p> <p>(3) 推挙理由 次のとおり、氏が市政の発展に寄与した功績が顕著であるため名誉市民として推挙するもの</p> <p>ア 市長就任前から2005年日本国際博覧会の誘致活動に尽力し、市長就任後の平成11年6月からは財団法人2005年日本国際博覧会協会副会長として国、県との調整、市民及び産業界との連携に注力し、同博覧会の成功に寄与</p> <p>イ 中心市街地に中核施設となる「瀬戸蔵」や「パルティセと」を整備するとともに、「せと・まるっとミュージアム構想」を提唱し、地域資源を活かしたまちづくりの推進に寄与</p> <p>ウ 道の駅「瀬戸しなの」をオープンする等、幅広く産業及び観光の振興に寄与</p> <p>エ 伝統文化であるやきものを通じ、フランスのリモージュ市、チュニジアのナブール市、韓国の利川市と姉妹都市提携を締結する等、国際交流の推進に寄与</p> <p>オ 福祉の向上を重要施策とし、特に子どもたちの健やかな成長、子育て環境の充実に向けた本市独自の取組として、「発達支援室」や瀬戸特別支援学校「さくらんぼ学園」を整備する等、福祉の向上に寄与</p> <p>カ 卓越した指導力、実行力は広く県下にも知られ、平成19年に愛知県市長会会長に就任し、各市相互の連携と市長会の円滑な運営に尽力する等、地方行政の推進に貢献</p>
3 議案提出に係る根拠法令	瀬戸市名誉市民条例（昭和32年瀬戸市条例第23号）第2条

第2号議案	市有財産（建物）の無償貸付について
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係
1 議案提出の理由	旧古瀬戸小学校を民間事業者に活用させることに伴い、その建物を無償で貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 建物</p> <p>ア 名称 旧古瀬戸小学校 体育館</p> <p>イ 所在地 瀬戸市古瀬戸町70番地</p> <p>ウ 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建て</p> <p>エ 延べ床面積 671㎡</p> <p>(2) 相手方</p> <p>瀬戸市暁町3番地の100 朝日インテック株式会社</p> <p>(3) 貸付期間</p> <p>令和6年4月1日から令和26年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号
4 議案提出に伴う影響、効果等	本議案の建物を含む旧古瀬戸小学校を有効活用し、民間事業者がスポーツ施設の整備、運営及び維持管理を行いながら、イベント参加や各種啓発活動の実施により、地域の活性化を図り、活気あるまちづくりに貢献できる。

第3号議案	瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について						
担当課・係名	行政課 事務管理係						
<p>1 条例改正の理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>							
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している文言を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="386 875 1270 1160"> <thead> <tr> <th data-bbox="386 875 834 936">改正後</th> <th data-bbox="834 875 1270 936">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 936 834 1048">特定個人番号利用事務</td> <td data-bbox="834 936 1270 1048">法別表第2の第2欄に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1048 834 1160">利用特定個人情報</td> <td data-bbox="834 1048 1270 1160">同表の第4欄に掲げる特定個人情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。</p> <p>※法律の施行の日（公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲において政令で定める日）</p>		改正後	改正前	特定個人番号利用事務	法別表第2の第2欄に掲げる事務	利用特定個人情報	同表の第4欄に掲げる特定個人情報
改正後	改正前						
特定個人番号利用事務	法別表第2の第2欄に掲げる事務						
利用特定個人情報	同表の第4欄に掲げる特定個人情報						
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</p>							
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削除され、新たに主務省令において、特定個人番号利用事務として規定されることにより、これまでの社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務にも利用できるよう利用範囲が拡大された。このことにより、各種事務手続において添付書類等の省略が可能となる等、個人番号の利用の促進が図られる。</p>							

第 4 号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を行う等に当たり、条例中 所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員 に対して勤勉手当を支給するよう規定するもの (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とする。
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項及び 第 5 項、第 204 条第 2 項及び第 3 項
4 条例改正に伴う影響、効果等	勤勉手当を支給することにより、会計年度任用職員の人材確保や 意欲向上が見込まれ、行政サービスの更なる向上が図られる。

第 5 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	市民課 市民係 予防課 建築危険物係 都市計画課 建築指導係
1 条例改正の理由	地方公共団体の手数料の標準に関する政令、建築基準法施行令及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改正</p> <p>(7) 本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍謄本等の交付請求並びに届出書を画像情報として作成したものに係る証明書の交付請求及び閲覧ができるようになるもの。また、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新設するもの</p> <p>(4) 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料について、政令で定められた額に引き上げるもの</p> <p>イ 建築基準法施行令の一部改正に伴う改正</p> <p>次のとおり手数料を新設するもの</p> <p>(7) 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係における制限の適用除外認定手数料</p> <p>(4) 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく既存建築物の道路内における制限の適用除外認定手数料</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う改正</p> <p>条例中同法律の名称を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に改め、これに合わせ同法施行令及び同法施行規則の名称を改めるもの</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 6 年 3 月 1 日及び令和 6 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）</p> <p>(2) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年</p>


政令第 8 号)

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）

4 条例改正に伴う影響、効果等

情報通信技術を活用することにより、戸籍謄本等の取得が便利になり、市民サービスの向上が図られる。

第 6 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中所需の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例第 36 条第 3 項に規定する同条例第 6 条第 2 項の読替規定に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）</p>	

第7号議案	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正について															
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係															
1 条例改正の理由	通院医療費助成の対象年齢を引き上げるに当たり、条例中所需の事項を改正するため。															
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対 象 者</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改正前</td> <td>出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</td> <td>通院・入院</td> </tr> <tr> <td>15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</td> <td>入院のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対 象 者</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正後</td> <td>出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</td> <td>通院・入院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和6年10月1日又は公布の日とし、所需の準備行為及び経過措置を設ける。</p>			対 象 者	助成内容	改正前	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	通院・入院	15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	入院のみ		対 象 者	助成内容	改正後	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	通院・入院
	対 象 者	助成内容														
改正前	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	通院・入院														
	15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	入院のみ														
	対 象 者	助成内容														
改正後	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	通院・入院														
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号															
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>子育て世帯に対し医療費の負担軽減を行うことにより、第6次瀬戸市総合計画の都市像である安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちの実現を図ることができる。</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 新規通院費助成対象人数（見込み） 3,625人</p> <p>(2) 令和6年度予算通院費増加額（見込み） 40,000千円</p>															

第 8 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要 市道路線について、窯町 30 号線を認定するもの	

第 9 号議案	瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について					
担当課・係名	下水道課 管理係 水道課 管理係					
1 条例改正の理由 地方自治法の一部改正に伴い、条例中所需の事項を改正するため。						
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 地方自治法の一部改正に伴い、瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例中に引用している条項を次のとおり改める。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</td> <td>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	改正前	第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項	第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項
改正後	改正前					
第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項	第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項					
(2) 施行期日等 令和 6 年 4 月 1 日						
3 条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）						

第10号議案	瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について				
担当課・係名	水道課 管理係				
1 条例改正の理由	水道法の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。				
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>水道法の一部改正に伴い、条例中に引用している文言を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="363 566 1043 660"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省令</td> <td>厚生労働省令</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和6年4月1日</p>	改正後	改正前	国土交通省令	厚生労働省令
改正後	改正前				
国土交通省令	厚生労働省令				
3 条例改正に係る根拠法令	水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項				

2 予算関係

- 第 1 1 号議案 令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 1 2 号議案 令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 第 1 3 号議案 令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 4 号議案 令和 5 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 号議案 令和 5 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 6 号議案 令和 5 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 号議案 令和 5 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8 号議案 令和 6 年度瀬戸市一般会計予算
- 第 1 9 号議案 令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 0 号議案 令和 6 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算
- 第 2 1 号議案 令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算
- 第 2 2 号議案 令和 6 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 3 号議案 令和 6 年度瀬戸市水道事業会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 6 年度瀬戸市下水道事業会計予算

3 人事関係

- 同意第 1 号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(行政委員会事務局)
- 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和 6 年 3 月 3 1 日）
に伴うもの

4 報告関係

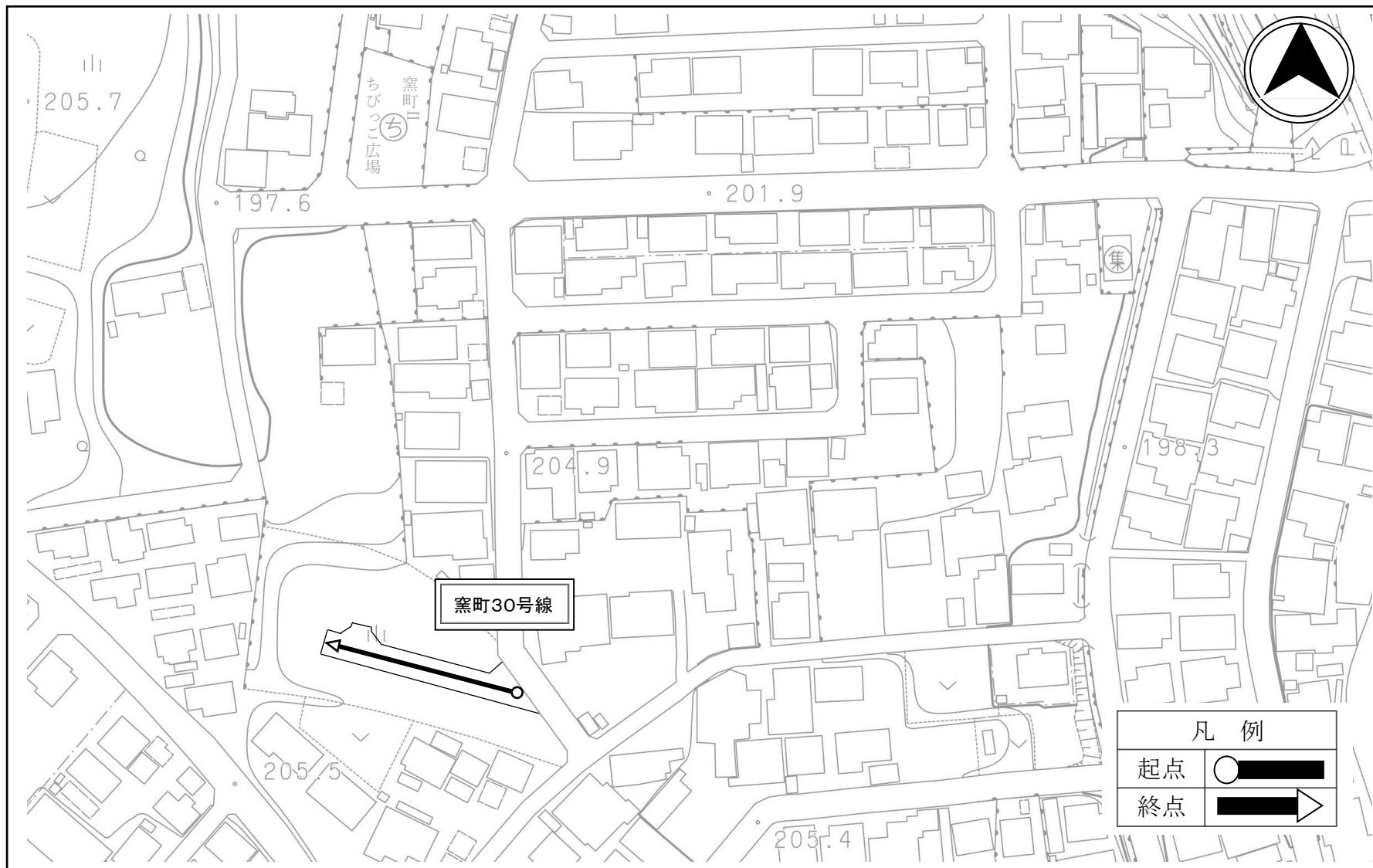
報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和5年 11月29日	令和5年7月31日山路町地内において、救急支援活動のため停車していた消防ポンプ自動車に、相手方小型乗用自動車が増突し、当該消防ポンプ自動車が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金242,000円を支払う。 (相手方過失割合100%)
2	令和5年 12月14日	令和5年7月5日刈谷市総合文化センター駐車場において、教育政策課職員が運転する普通乗用自動車が出庫の際、相手方駐車場の支柱に接触し、当該支柱が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金176,000円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
3	令和5年 12月14日	令和5年9月21日幡山西小学校敷地内において、相手方小型乗用自動車がフェンスに接触し、当該フェンスが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金239,800円を支払う。 (相手方過失割合100%)

認定路線図

参考資料第8号議案



令和5年度 3月補正予算(案)概要

第1 第11号議案【令和5年度一般会計補正予算(第11号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 12月補正(追加)まで B	3月補正 (初日) C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,210,000	3,722,412	413,425				① 413,425	45,345,837	99.4%
特 別 会 計	25,115,000	209,175						25,324,175	100.4%
国民健康保険事業	11,593,000	18,690						11,611,690	97.2%
春雨墓苑事業	31,000	2,767						33,767	108.5%
介護保険事業	11,169,000	188,419						11,357,419	103.7%
後期高齢者医療	2,322,000	▲701						2,321,299	101.0%
企 業 会 計	8,563,504	39,242						8,602,746	100.4%
水道事業	3,495,789	39,159						3,534,948	79.4%
下水道事業	5,067,715	83						5,067,798	123.1%
合 計	74,888,504	3,970,829	413,425	0	0	0	413,425	79,272,758	99.8%

①「一般財源」の説明
・繰入金 413,425

2 一般会計

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	総合行政情報システム運用	4,400				4,400	各種給付金の迅速かつ効率的な給付のため、給付支援サービシステムを導入するもの。
民 生 費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金・給付金給付	409,025				409,025	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしを支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円、低所得者の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を給付するもの。

(2) 繰越明許費の追加

総合行政情報システム運用(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)事業 外

第2 第12号～第17号議案【令和5年度一般会計補正予算(第12号)、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、令和5年度春雨墓苑事業特別会計補正予算(第2号)、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)及び令和5年度下水道事業会計補正予算(第3号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 12月補正(追加)まで B	3月補正 (初日) C	3月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,210,000	3,722,412	413,425	1,302,923	1,295,728	76,700	① ▲99,504	② 29,999	46,648,760	102.3%
特 別 会 計	25,115,000	209,175		165,117	76,908		46,579	41,630	25,489,292	101.0%
国民健康保険事業	11,593,000	18,690		1,009	175		39	795	11,612,699	97.2%
春雨墓苑事業	31,000	2,767		1,080				1,080	34,847	111.9%
介護保険事業	11,169,000	188,419		151,883	76,733		35,395	39,755	11,509,302	105.0%
後期高齢者医療	2,322,000	▲701		11,145			11,145		2,332,444	101.4%
企 業 会 計	8,563,504	39,242		74,546	108,050	▲49,700	▲5,029	21,225	8,677,292	101.3%
水道事業	3,495,789	39,159							3,534,948	79.4%
下水道事業	5,067,715	83		74,546	108,050	▲49,700	▲5,029	21,225	5,142,344	124.9%
合 計	74,888,504	3,970,829	413,425	1,542,586	1,480,686	27,000	▲57,954	92,854	80,815,344	101.8%

①「その他」の説明
・使用料及び手数料 ▲14,800
・財産収入 5,027
・寄附金 30,608
・繰入金 ▲140,096
・諸収入 19,757

②「一般財源」の説明
・市税 ▲195,900
・地方譲与税等 ▲87,621
・地方交付税 867,161
・使用料及び手数料 1,103
・財産収入 ▲157,826
・繰入金 ▲1,469,086
・繰越金 1,097,779
・諸収入 49,889
・市債(臨時財政対策債) ▲75,500

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	1,071,107			2,201	1,068,906	令和4年度決算剰余金の一部、基金運用利息等を積み立てるもの。 (令和5年度末の基金残高見込:4,216,267千円)
	公共施設等整備基金積立金	653,773			5,054	648,719	公共施設の更新等に備え、令和4年度決算剰余金の一部、寄附金等を積み立てるもの。 (令和5年度末の基金残高見込:4,117,990千円)
	職員退職手当	86,987				86,987	対象者の人数増加に伴い増額するもの。

上記のほか、執行状況等による補正

(2) 新型コロナウイルス感染症関連(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	地域型保育事業所運営費等補助金	318	966			▲648	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、県支出金を受け、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、事業者へ補助金を増額するもの。
	民間保育所運営費補助金	6,258	18,306			▲12,048	
	公立保育所運営	767	2,074			▲1,307	

上記のほか、執行状況による補正

(3) 繰越明許費の変更及び追加

河川環境整備事業 外

(4) 地方債の変更及び追加

のぞみ学園照明設備更新 外

3 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

執行状況による補正を行うもの。

(2) 春雨墓苑事業特別会計

執行状況による補正を行うもの。

(3) 介護保険事業特別会計

執行状況による補正を行うもの。

(4) 後期高齢者医療特別会計

執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

(1) 下水道事業会計

国の補正予算(第1号)に伴う下水道施設耐震対策並びに執行状況及び企業債の変更による補正を行うもの。

行政委員会委員名簿

令和5年10月1日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	H14. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
小澤 勝	R5. 5. 12	R5. 5. 12	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和5年10月1日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R5. 10. 1	R8. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R5. 10. 1	R8. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和5年10月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19